

選挙運動違反の  
警告&検挙  
事例集

第二次改訂版



国政情報センター

---

## (1) 文書図画の頒布に関する警告

---

事例 001~009	法定外文書の頒布	10
	(公職選挙法第142条1~4項違反／罰則第243条1項)	
事例 010~024	インターネットによる選挙運動	18
	(公職選挙法第142条の4・6違反／罰則第243条1項)	
事例 025~026	脱法文書の頒布	29
	(公職選挙法第146条違反／罰則第243条1項)	
事例 027~028	パンフレット・書籍の頒布	32
	(公職選挙法第142条の2違反／罰則第243条2項)	
事例 029~031	選挙運動用ビラの頒布	36
	(公職選挙法第142条6項違反／罰則第243条1項)	
事例 032	文書図画の回覧行為	42
	(公職選挙法第142条12項違反／罰則第243条1項)	

---

## (2) 文書図画の掲示に関する警告

---

事例 033~038	法定外文書の掲示	46
	(公職選挙法第143条1・2項違反／罰則第243条1項)	
事例 039~044	脱法文書の掲示	51
	(公職選挙法第146条違反／罰則第243条1項)	
事例 045~051	選挙運動用文書図画の掲示	55
	(公職選挙法第143条2~13項・144条・145条違反／罰則第243条1項・244条1項)	
事例 052~054	事前ポスターの掲示	66
	(公職選挙法第143条16・19項違反／罰則第243条1項)	
事例 055~056	裏打ちポスターの掲示	71
	(公職選挙法第143条16項違反／罰則第243条1項)	
事例 057~060	政治活動用文書図画の掲示	74
	(公職選挙法第143条16~18項・201条の6違反／罰則第243条1項・252条の3)	

---

### (3) 言論による活動に関する警告

---

事例 061~076	事前運動	82
	(公職選挙法第129条違反／罰則第239条1項)	
事例 077~081	連呼行為	90
	(公職選挙法第140条の2違反／罰則第243条1項)	
事例 082~085	街頭演説	94
	(公職選挙法第164条の5~7違反／罰則第243条1項・244条1項)	
事例 086	選挙運動放送	101
	(公職選挙法第151条の5違反／罰則第235条の4)	

---

### (4) その他の警告

---

事例 087~095	戸別訪問	106
	(公職選挙法第138条違反／罰則第239条1項)	
事例 096	選挙運動の制限	111
	(公職選挙法第137条の2違反／罰則第239条1項)	
事例 097~098	氣勢を張る行為	114
	(公職選挙法第140条違反／罰則第244条1項)	
事例 099~100	文書図画の撤去命令違反	116
	(公職選挙法第147条違反／罰則第243条1項)	
事例 101	拡声機の使用制限違反	119
	(公職選挙法第141条違反／罰則第243条1項)	
事例 102	候補者や後援団体などの寄附	122
	(公職選挙法第199条の2・199条の5違反／罰則第249条の2・249条の5)	

---

## (1) 買収に関する検挙

---

事例 001~021 買収と利害誘導 .....	130
(罰則／公職選挙法第221~224条)	

---

## (2) 寄附に関する検挙

---

事例 022~024 寄附行為 .....	146
(公職選挙法第199条の2違反／罰則第249条の2)	
事例 025~028 政治家の資金集めに関する規制 .....	152
(政治資金規正法第22条の9違反／罰則第26条の4、公職選挙法 第199条・200条違反／罰則法第248条1・2項・249条)	

---

## (3) 投票に関する検挙

---

事例 029~036 詐欺行為 .....	160
(罰則／公職選挙法第237条)	
事例 037~041 投票干渉 .....	166
(罰則／公職選挙法第228条)	
事例 042~044 投票偽造 .....	170
(罰則／公職選挙法第237条)	

---

## (4) 文書図画に関する検挙

---

- 事例 045~050** 法定外文書の頒布 ..... 174  
(公職選挙法第142条違反／罰則第243条1項)
- 事例 051~052** 虚偽事項の公表 ..... 180  
(罰則／公職選挙法第235条)

---

## (5) その他

---

- 事例 053~066** 選挙妨害 ..... 184  
(罰則／公職選挙法第225条・235条2項)
- 事例 067~072** 選挙運動の制限 ..... 193  
(公職選挙法第136条・136条の2・137条の3違反／罰則第239条1項・  
239条の2・241条)
- 事例 073** 事前運動 ..... 199  
(公職選挙法第129条違反／罰則第239条1項)

## 資料 警告／検挙の状況

衆議院議員総選挙における状況 ..... 204 (第41回～48回衆議院議員総選挙までの警告／検挙)
参議院議員通常選挙における状況 ..... 208 (第17回～24回参議院議員通常選挙までの警告／検挙)
統一地方選挙における状況 ..... 212 (第13回～18回統一地方選挙までの警告／検挙)

**凡例** 警告／検挙事例については、次のように表示しています。



**警告事例 006 法定外文書の頒布、事前運動** ◀

違反行為の種類

告示前、「今回の選挙に対してみなさまの理解と力強いご支援をよろしくお願い申し上げます」などと書かれた文書を頒布した。

警告／検挙内容

第16回統一地方選挙(平成19年) ◀

選挙名

## 本書の編纂について

- 本書は、衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙・統一地方選挙・地方選挙の際の警告／検挙事例の中から有用なものを取り上げ、関係条文および罰則を付記しながら平易に解説したものです。紙面の都合上、警告／検挙事例については概要のみ、簡潔にまとめてあります。

第48回衆議院議員総選挙	(平成29年10月22日施行)
第24回参議院議員通常選挙	(平成28年7月10日施行)
第18回統一地方選挙	(平成27年4月施行)
第47回衆議院議員総選挙	(平成26年12月14日施行)
第23回参議院議員通常選挙	(平成25年7月21日施行)
第46回衆議院議員総選挙	(平成24年12月16日施行)
第17回統一地方選挙	(平成23年4月施行／東日本大震災のため一部は5月～11月に延期して施行)
第22回参議院議員通常選挙	(平成22年7月11日施行)
第45回衆議院議員総選挙	(平成21年8月30日施行)
第21回参議院議員通常選挙	(平成19年7月29日施行)
第16回統一地方選挙	(平成19年4月施行)
第44回衆議院議員総選挙	(平成17年9月11日施行)

- なお本書では、違反行為の種類ごとに、①違反事例→②ポイント解説→③罰則→④関係条文の順で掲載しています。お読みになる際にご留意ください。



# 第1章 警告事例

(1)

**文書凶画**  
**の頒布**  
に関する警告



# 法定外文書の頒布



## 警告事例 001 法定外文書の頒布

公示後、候補者の出身高校の同級生が、同高校の同窓会宛に候補者への投票や票の取りまとめを依頼する内容の文書を郵送した。

第48回衆議院議員総選挙（平成29年）



## 警告事例 002 法定外文書の頒布

公示後、支援者が街頭演説の場所で選挙管理委員会の交付する証紙を貼付していない選挙運動用ビラを頒布した。

第24回参議院議員通常選挙（平成28年）



## 警告事例 003 法定外文書の頒布、事前運動

公示前、立候補予定者への支援依頼文等を記載した法定外選挙運動用文書をポスティングにより頒布した。

第23回参議院議員通常選挙（平成25年）



**警告事例 004 法定外文書の頒布、事前運動**

立候補予定者の同窓生が告示前に「○○君は○○区から立候補する予定です。なにとぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます」などと記載した文書を同窓生あてに郵送頒布した。

第17回統一地方選挙(平成23年)



**警告事例 005 法定外文書の頒布、事前運動**

公示前、立候補予定者の後援会事務所が、立候補予定者の出身大学の卒業生宅に法定外文書を郵送頒布した。

第22回参議院議員通常選挙(平成22年)



**警告事例 006 法定外文書の頒布、事前運動**

告示前、「今回の選挙に対してみなさまの理解と力強いご支援をよろしくお願い申し上げます」などと書かれた文書を頒布した。

第16回統一地方選挙(平成19年)



### 警告事例 007 法定外文書の頒布、事前運動

公示前、選挙人宅の郵便受けに「比例代表は〇〇党と政党名を書いて投票します。選挙区選挙は〇〇と候補者名を書いて投票します」などと書かれたビラを頒布した。

第21回参議院議員通常選挙(平成19年)



### 警告事例 008 法定外文書の頒布、事前運動

公示前、「〇〇選挙事務所・出陣式のご案内」と題した選挙運動用文書を、当該選挙区の数千人に郵送頒布した。

第44回衆議院議員総選挙(平成17年)



### 警告事例 009 法定外文書の頒布、脱法文書の頒布

選挙期間中、「ごあいさつ、何卒よろしくお願ひします。〇〇6区〇〇」と書かれた証紙の貼付のないビラと、顔写真入りの名刺を頒布した。

第44回衆議院議員総選挙(平成17年)



## 選挙運動に利用できる文書図画は法律で定められています

公職選挙法における「文書図画」は、一般にいう「文書図画」よりも幅広い意味を持っており、「文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示」を指します。具体的には、書籍、新聞、名刺、あいさつ状、ポスター、立札、看板、ちょうちん、プラカード、葉書、電報、スライド、映画、ネオン・サイン、アドバルーンなどの他、インターネットのホームページやブログ、電子メールやメールマガジン、壁や塀に書かれた文字、路面に書かれた文字(砂文字含む)に至るまで、人の視覚に訴えることによって選挙運動の効果を期待するものすべてが含まれます。文書図画による選挙運動は、ビラ等の頒布によるものとポスター等の掲示によるものに大別できますが、いずれもお金のかかる選挙の原因となりやすく、公職選挙法では選挙の公正、候補者間の公平を確保するため、選挙期間中に行われる文書図画の頒布・掲示その他の選挙運動について一定の規制を行っています。

## 法定外文書を頒布すると罰則が科されます

公職選挙法で頒布が認められている文書図画は、公職選挙法第142条に規定された一定のもののみです。この他の文書図画を選挙運動に使用し、頒布することは一切禁じられており、法定外文書を頒布した場合は、罰則が科されます。

### <頒布できる文書図画>

- ・ 選挙運動用通常葉書
- ・ 選挙運動用ビラ
- ・ 選挙運動用パンフレット
- ・ 選挙運動用広告を掲載した新聞紙
- ・ 選挙公報
- ・ インターネット等を利用した選挙運動用文書図画

なお、一般的には広く不特定多数の人に物品を配布することを頒布といいますが、公職選挙法では、不特定多数の人に配布する目的をもっている場合は、たとえ1人にしか配布していなくても、「頒布」に当たることに注意が必要です。なお、手渡しに限らず、郵送や新聞の折込、インターネットを通じる手段など、どのような方法であっても、不特定多数の人に配布する目的をもって配布した場合は、すべて頒布に該当します。ただし、ヘリコプターにより上空からばら撒くような「散布」は禁じられています。

### **頒布できる文書図画の枚数や大きさ等も、法で定められています**

公職選挙法では頒布できる文書図画についても、枚数や大きさなどについて、さまざまな制限を設けており、これらの制限を満たしていない文書図画の配布を禁じています。

選挙運動用通常葉書と選挙運動用ビラについては、公職選挙法第142条1～13項で、枚数や種類、規格などが詳細に定められています。制限の内容は選挙によって異なり、配布する主体（候補者個人か政党等か）によっても異なります。例えば、選挙運動用葉書は、衆議院小選挙区選出議員選挙では使用が認められていますが、比例代表選出議員選挙では一切使用できないことになっています。

なお、平成29年の公職選挙法改正で、都道府県や市、特別区の議会議員選挙で選挙運動用のビラの使用が解禁され、平成31年3月1日以降に告示される選挙からビラの使用が可能になりました。議員1人あたり使用できるビラの枚数は次のとおりです。

- ・ 都道府県議会議員選挙：1万6,000枚
- ・ 政令指定都市の市議会議員選挙：8,000枚
- ・ 政令指定都市以外の市の市議会議員選挙と特別区議会議員選挙：4,000枚

また、選挙運動用パンフレットや書籍の頒布については、公職選挙法第142条の2で、インターネット等による方法については同142条の7で、新聞広告については同149条で、選挙公報の配布については同170条で制限が定められています。選挙運動用新聞広告を掲載した新聞紙の頒布については、新聞販売業者が通常の方法（定期購読者以外に頒布する場合は有償に限る）で行う場合に限られています。選挙公報を頒布できるのは、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の属する各世帯に配布する場合のみです。



公職選挙法第142条に違反し、法定外文書などを頒布すると、公職選挙法第243条1項3号により以下の罰則が科されます。

**2年以下の禁錮  
または50万円以下の罰金**

〔公職選挙法第243条1項〕

## 公職選挙法第142条（文書図画の頒布）

衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者1人について、通常葉書 3万5千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 7万枚

一の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）1人について、通常葉書 15万枚、中央選挙管理会に届け出た2種類以内のビラ 25万枚

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数 $が1$ である場合には、通常葉書 3万5千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この号において同じ。）に届け出た2種類以内のビラ 10万枚、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数 $が1$ を超える場合には、その $1$ を増すごとに、通常葉書 2千5百枚を3万5千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万5千枚を10万枚に加えた数（その数が30万枚を超える場合には30万枚）

三 都道府県知事の選挙にあつては、候補者1人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数 $が1$ である場合には、通常葉書 3万5千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 10万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数 $が1$ を超える場合には、その $1$ を増すごとに、通常葉書 2千5百枚を3万5千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万5千枚を10万枚に加えた数（その数が30万枚を超える場合には30万枚）

四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、通常葉書 8千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ

ラ 1万6千枚

- 五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 3万5千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 7万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 4千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 8千枚
  - 六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 8千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万6千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4千枚
  - 七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2千5百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 8百枚
- 2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、2万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内の通常葉書及び4万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。ただし、ビラについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに4万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。
  - 3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、中央選挙管理会に届け出た2種類以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。
  - 4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が頒布することができるビラのほかは、頒布することができない。

（第6～9項はP41、第12項はP44参照。第5、10～11、13項は略）

## 第2章 検拳事例

(1)



**買収**  
に関する検拳

# 買収と利害誘導



## 検挙事例 001 買収の約束、事前運動

立候補予定者の選挙運動員が公示前に、5人に日当計7万円支払い、ビラ配りなどの選挙運動を手伝わせた。

第48回衆議院議員総選挙(平成29年)



## 検挙事例 002 供応接待、買収、事後報酬供与

市議会議員選挙後に、当選した候補者とその運動員が、他の運動員や後援会メンバーら数十人に飲食させ、費用の一部を肩代わりした。

市議会議員選挙(平成29年)



## 検挙事例 003 普通買収

市議会議員選挙の候補者(当選)が運動員に規定を超える報酬を支払った。

市議会議員選挙(平成29年)

**検挙事例 004 普通買収、事前運動**

町長選挙の立候補予定者の選挙対策本部長と後援会長、そして運動員の計3人が、町内の有権者十数人に対して投票や投票の取りまとめの見返りとして、各1~3万円、計約20数万円を支払った。

町長選挙(平成29年)

**検挙事例 005 買収の申込、事前運動**

運動員が、告示前に知人に対して、立候補予定者への投票と票の取りまとめを依頼し、報酬として9万円を支払おうとした。知人は受け取りを拒否した。

町長選挙(平成29年)

**検挙事例 006 事後報酬供与**

選挙運動員が、選挙運動員数人に対し、選挙人に電話で候補者への投票を呼びかける選挙運動をしたことなどの報酬として、数回にわたり、現金計30万円を供与した。

第24回参議院議員通常選挙(平成28年)

# 衆議院議員総選挙における警告の状況

## データ 分析1

### 警告件数は引き続き減少傾向

衆議院議員総選挙の第41回（平成8年10月20日施行）～第48回（平成29年10月22日施行）に関する警告の状況は、「警告件数の推移（表1）」のようになっています。

第45回（平成21年）では、警察が買収等の悪質な事案に捜査の重点を置く一方、軽微な違反であっても外見上明らかなものに対しては、警告等の措置を講じて違反状態の早期除去と違反の続発防止を図ったことなどから、第46回以降の警告件数は年々減少している傾向となっています。

## データ 分析2

### 公示前の文書頒布・文書掲示に関する警告が目立つ

「警告件数の推移（表1）」の内訳をみると、どの回も「文書掲示」「文書頒布」による違反が圧倒的に多いことがわかります。また、選挙別の警告状況（表2）をみるとわかるように、いずれの回においても、小選挙区選挙の警告件数が、比例代表選挙の警告件数を大きく上回っています。

具体的な警告の事例に関しては、第1章で紹介していますが、第46回、第47回ではともに、公示前に文書を配布したり掲示したりする「事前運動」や「法定外文書の頒布」に該当する違反についての警告が目立ちました。

また第48回では、本来、候補者や政党等に限って認められている電子メールを使って、投票を呼びかける文書図画を送付したり、候補者の高校の同級生が同高校の同窓生宛に投票や票の取りまとめを依頼する内容の文書を郵送したりするなど、法定外文書の頒布に係る警告も相次ぎました。

## ●警告件数の推移(表1)

		第48回	第47回	第46回	第45回	第44回	第43回	第42回	第41回
警告総件数		1,537	1,692	2,938	3,421	2,879	3,256	4,076	7,374
内 訳	文書頒布	235	272	329	315	266	222	338	435
	文書掲示	1,209	1,319	2,480	3,000	2,508	2,921	3,494	6,641
	言 論	30	15	25	37	36	38	60	84
	その他	63	86	104	69	69	75	184	214

## ●選挙別の警告状況(表2)

		第48回	第47回	第46回	第45回	第44回	第43回	第42回	第41回
比例代表選挙		194	368	377	695	193	235	348	1,429
小選挙区選挙		1,343	1,324	2,561	2,726	2,686	3,021	3,728	5,945
合 計		1,537	1,692	2,938	3,421	2,879	3,256	4,076	7,374

※第41回衆議院議員総選挙より小選挙区比例代表並立制を導入。